

令和8年度  
大島高任マンガ伝記制作業務  
委託仕様書

1 委託業務名

大島高任マンガ伝記制作業務

2 制作物

近代製鉄の父大島高任の伝記マンガの制作

3 主な用途

- (1) 大島高任および釜石の鉄の歴史の周知促進
- (2) 学校教育教材としての使用
- (3) 社会教育教材としての使用
- (4) 公共団体、民間事業者等への提供

4 規格

- (1) 体裁  
A5判または菊版サイズ<sup>\*</sup> 120ページ前後
- (2) 色数  
一部カラー
- (3) 言語  
日本語

5 納品

- (1) 冊子 2,000部
- (2) PDFデータ  
2枚(CD-R又はDVD-R)  
\*ウイルス対策を実施した上で提出すること。

6 納期及び納品場所

- ① 納期 令和9年3月26日(金)
- ② 納品場所 〒026-0003

岩手県釜石市嬉石町1丁目7番8号 市民交流センター

7 委託内容

企画立案、取材、編集、デザイン、印刷等の冊子制作に係る一切の業務を委託する。なお、冊子は、以下のコンセプトに沿って制作することとし、原稿やデザイン等の内容は、受託者と委託者で十分に意見交換、調整を図った上で決定する。

- (1) 絵のテイスト

大島高任の偉業が伝わる万人に受け入れられるテイストとすること。

(2) ターゲット

すべての世代がターゲットであるが、特に小学校高学年から中学生が興味を持ち、理解できる作品とすること。

(3) 要旨

本冊子の役割は、大島高任の偉業を通じ、幕末から明治の日本の産業革命の推移を多くの方々に知っていただくとともに、大島高任の生き方、考え方から学ぶ機会を提供できるものとする。

(4) 掲載内容

以下の掲載内容を参考に上記のテイスト、ターゲット、要旨に沿った内容で構成すること。

① マンガ伝記 100～110ページ

半沢周三氏著 『大島高任 日本産業の礎を築いた「近代製鉄の父」』 PHP出版社 2011 を参考とする。

1) 幼少時代及び国内留学時代(文政9(1826)年～嘉永4(1851)年)

2) 那珂湊反射炉、大橋・橋野鉄鉱山の建設(嘉永5(1852)年～安政6(1859)年)

3) 幕末の活躍(安政7(1860)年～明治2(1869)年)

蕃書調所・北海道炭鉄調査・日新堂の設立など

4) 明治政府雇用時代以降(明治2年～明治34(1901)年)

岩倉使節団 官営釜石製鉄所 小坂銀山 佐渡銀山 那須野ブドウ園など

② 大島高任の紹介 10～20ページ

## 8 実施計画書及び実施報告書

(1) 受託者は、本業務の委託契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、市と協議を行った上で業務を実施するものとする。

また、実施計画書には、業務の実施方法、業務工程表及び従事者の氏名を記載すること。

(2) 受託者は、本業務の完了後、速やかに業務完了報告書を作成するものとする。

## 9 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本業務により作成される成果物、デザイン、写真等すべての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)、所有権、知的財産権、その他の一切の権利は市に帰属する。

- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報を業務中及び完了後も第三者に漏らさないこと。

#### 10 留意事項

- (1) パンフレットに使用するイラスト、写真、その他の資料等について、必要に応じて釜石市が所有するものを提供するが、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権、所有権、知的財産権、その他の一切の権利に関して法令に遵守した処理を行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議の上処理すること。
- (3) 本業務において、交通費等経費が必要な場合は、受託者において、全ての手続きを行い、その経費を負担すること。
- (4) 本業務の遂行に際しては、庁内の検討協議の結果に基づき、事業内容・実施手法等の内容について、修正又は調整等を行う場合があるものとする。